

I 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産…取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和 59 年度以前に取得したもの…再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

イ 昭和 60 年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの…取得原価

取得原価が不明なもの…再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

なお、一部の連結対象団体（地方公営企業）においては、原則、取得原価としています。

② 無形固定資産…取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 取得原価が判明しているもの…取得原価

イ 取得原価が不明なもの…再調達原価

なお、一部の連結対象団体（地方公営企業）においては、原則、取得原価としています。

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的有価証券

償却減価法（定額法）により計上しています。

② 満期保有目的以外の有価証券、出資金

ア 市場価格のあるもの

作成基準日時点における市場価格（時価）により計上しています。

イ 市場価格のないもの

取得原価または出資金額により計上しています。

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品…最終仕入原価法による原価法

(4) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除きます。）…定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 10 年～50 年

工作物 6 年～75 年

物品 4 年～20 年

② 無形固定資産（リース資産を除きます。）…定額法

（ソフトウェアについては、当町における見込利用期間（5 年）に基づく定額法によっています。）

③ リース資産

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

……………自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

イ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

……………リース期間を耐用年数とし、残存価値をゼロとする定額法

※耐用年数を経過したものは、備忘価額 1 円として計上しています。ただし、無形固定資産については備忘価額を計上していません。

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

① 徴収不能引当金

過去 5 年間の平均不納欠損率により見込額を計上しています。

② 退職手当引当金

退職手当債務から組合への加入時以降の負担金の累計額から既に職員に対し退職手当として支給された額の総額を控除した額に、組合における積立金額の運用益のうち町へ按分される額を加算した額を控除した額を計上しています。

③ 賞与等引当金

翌年度 6 月支給予定の期末・勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する額を計上しています。

(6) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(7) 連結資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（容易に換金可能であり、かつ、価値変動が僅少な流動性の高い投資をいいます）。ただし、一般会計においては、地方自治法第 235 条の 4 に規定する歳計外現金及び歳入歳出外現金を範囲としています。

なお、上記には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含みます。

(8) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

ただし、一部の連結対象団体（会計）については、税抜方式によっています。

Ⅱ 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

① 全体財務書類の対象範囲

団体（会計）名	区分	連結の方法	比例連結割合
国民健康保険特別会計	地方公営事業会計	全部連結	—
後期高齢者医療特別会計	地方公営事業会計	全部連結	—
介護保険特別会計	地方公営事業会計	全部連結	—
水道事業会計	地方公営事業会計	全部連結	—

連結の方法について、地方公営事業会計はすべて全体連結の対象としています。ただし、地方公営企業法の財務規定等が適用されていない地方公営事業会計のうち、当該規定等の適用に向けた作業に着手しているものについては、全体連結対象団体（会計）の対象外としています。したがって、一般会計における他会計への繰出し金等が内部相殺されない場合があります。

下水道事業会計 起債残高 5,198,564 千円

他会計繰入金 477,136 千円

② 売却可能資産の範囲と金額

- ・ 範囲：次年度予算において、財産収入として措置されている公共資産
- ・ 金額：なし

③ 出納整理期間

地方自治法第 235 条の 5 に基づき、出納整理期間を設けられている団体（会計）においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

なお、出納整理期間を設けていない団体（会計）と出納整理期間を設けている団体（会計）との間で、出納整理期間に現金の受払い等があった場合は、現金の受払い等が終了したものとして調整しています。

④ 財務書類の表示単位

記載金額は千円未満を四捨五入しているため、合計が一致しないことがあります。

以上